

国立大学法人群馬大学教員営利企業役員等兼業審査委員会規程

平成16. 4. 1 改 正
改正 平成17. 4. 1 平成19. 4. 1
平成23. 4. 1 平成23.10. 1
平成25. 4. 1 平成26. 4. 1
令和 2. 4. 1 令和 3. 4. 1
令和 6. 4. 1 令和 7. 4. 1
令和 8. 4. 1

(設 置)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に、本学の教授、准教授、講師及び助教の兼業について審査を行い、その手続きの透明性及び公正性の確保を図るため、国立大学法人群馬大学教員営利企業役員等兼業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 技術移転事業者の役員等との兼業に関する事。
- (2) 研究成果活用企業の役員等との兼業に関する事。
- (3) 株式会社等の監査役との兼業に関する事。

2 委員会は、前項による審査の結果を学長に報告しなければならない。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事のうち学長が指名する者（以下「理事」という。）
- (2) 共同教育学部長、情報学研究科長、医学系研究科長、保健学研究科長、理工学府長、食健康科学研究科長、パブリックヘルス学環長及び医理工レギュラトリーサイエンス学環長
- (3) 生体調節研究所長
- (4) 大学教育・学生支援機構アドミッションセンター長
- (5) 医学部附属病院長
- (6) 事務局長
- (7) 学長が指名する者 若干人

(任 期)

第4条 前条第1項第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議の開催は、委員全員が出席することを原則とする。

2 審査対象となる兼業を申請した委員は、その審査に加わるができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、総務部人事労務課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。

2 この改正の施行日の前日において、改正前の規程の第3条第2号に規定する委員である者は、施行日に改正後の規程の第3条第2号の規定により選出された委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、改正前の委員としての残任期間とする。